

早期事業再生検討ワーキンググループ中間整理に対する意見
書

2026年（令和8年）1月16日

日本弁護士連合会

産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会早期事業再生検討ワーキンググループが、2025年（令和7年）12月26日付けで取りまとめた早期事業再生検討ワーキンググループ中間整理（以下「中間整理」という。）に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

1 手続に関与する主体について

① 対象となる事業者

- ・経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、Q&Aで具体例を示すこと並びにその一例として「2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合」及び「低収益又は赤字が継続し、将来的に元本償還ができなくなるおそれのある場合」等を示すことに賛成する。利用要件の確認は迅速に行われるべきであり、また、制度濫用を未然に防止する観点から、具体的要件を明らかにし周知することが必要と考えられる。
- ・本手続にて債務免除を得た場合の債権者の損金処理や、債務者の企業再生税制の適用が認められることに留意した枠組みの設定が必要である。

② 対象となる債権者

・貸付債権等の範囲について

「ファイナンス・リースに係る債権」（以下「リース債権」という。）を対象債権とすることについては、事業再生ADR等の私的整理における実務等を踏まえ、慎重に検討すべきである。

事業再生ADR等の手続において、リース債権が対象債権となるのは例外的な場合であるが、早期事業再生手続では、常に対象債権者となることから、これまでの私的整理手続とは異なる実務運用となり、混乱や遅滞が生じるおそれがある。

・仮にリース債権が貸付債権等の範囲に含まれるとした場合でも、対象債権となるリース契約の内容について明確な定義を行う必要があるとともに、弁済禁止の例外として認めるなどの措置を設けるべきである。

・また、早期事業再生手続は、事業再生ADR等の他の私的整理手続が反対債権

者の存在により不成立となった場合の受け皿となる場合が想定されることから、対象債権者の範囲については、従前の私的整理手続と乖離がないように規律されることが望ましい。

③ 指定確認調査機関の指定要件

・事業再生ADRにおける指定要件を踏まえて定めることに賛成であり、その際はこれまでの私的整理手続における実績を勘案して指定を行うべきである。

また、本手続が、中小企業を対象とした私的整理手続が不成立となった場合の受け皿となる場合も想定される点も考慮すべきである。

2 早期事業再生法の手続について

① 手続開始時の確認

・手続開始については、迅速な判断が求められることから、非保全債権の金額確定に時間がかかることは相当ではないため、保全債権を含む基準とすることに賛成である。

・「権利変更議案の可決の見込みがないことが明らか」の基準として提案されている1／5については、判断基準の目安として位置付けることが相当である。可決の見込みについては、事案による個別判断になることから、数値基準については、1／5を基準としつつ、1／5以上の異議がある場合でも可決見込みがないとは言えない場合があり、その判断に柔軟性が必要であると考える。

・確認申請時の提出書類については、これまで蓄積された私的整理の実務を踏まえ、事業再生ADR手続と同様とする方向での定めが望ましい。

② 一時停止要請

・一時停止要請の対象について

一時停止要請の内容について、事業再生ADRの実務を踏まえた内容とすることが望ましく、中間整理の整理・内容に賛成である。

・期限の利益喪失事由について

早期事業再生手続は、指定確認調査機関の確認によって「合理的で実現可能性のある再生計画が策定される蓋然性」が担保されている手続であり、計画策定前に権利行使を行う必要性すなわち債権保全を必要とする相当な理由は認められない。よって、一時停止通知が「期限の利益喪失事由」に該当することはなく、この点は、Q&Aにおいて明確に示すべきである。

・預金拘束について

一時停止要請に同意した対象債権者が、一時停止要請を理由として債権保全のためいわゆる預金拘束を行うことは背理であり、認める必要はない。また、一時停止要請に同意していない対象債権者においても、一時停止要請は期限の利益喪失事由に当然には該当せず、一時停止要請がなされたという事実のみをもって預金拘束を行うことは、認められるべきではない。

よって、対象債権者の公平と円滑な事業再生を図る早期事業再生法の趣旨等から、一時停止要請を理由とする預金拘束を行うことは相当ではなく、対象債権者としてこれを遵守すべきである旨をQ&Aに明確に示すべきである。

③ 弁済禁止とその例外

- ・約定利息等やプレD I Pファイナンスを弁済禁止の例外とすること及びその要件についていずれも賛成である。

- ・担保権付債権の保全部分の例外について

弁済禁止の例外とする取扱いは、債務者の判断によって行われるものであり、債権者からの要請によって実現されるものではないことが明確になるように、Q&Aにて、例外の取扱いの位置付けをよりわかりやすく説明すべきである。特に、保全債権について例外とするとされているが、そのこと自体について反対する趣旨ではないものの、保全債権者からの強い要請がなされた場合には債務者としてこれに応じざるを得ず、その結果、債務者の資金繰り破綻のリスクが生じてしまうことがないように、債権者からの強い要請によって例外とする取扱いが行われることがないことなどをQ&Aにて明確にすべきである（なお、中間整理においては、保全債権を例外とする場合について、「弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る」と提案されているが、一義的に決まる基準ではないため、さらにQ&Aにて説明が必要であると考える。）。

④ 対象債権者会議

- ・決議のための債権者会議前に2回の債権者会議の実施を定めることに賛成する。事業再生ADRと同様であり、円滑な手続進行に資するものと考える。

⑤ 従業員から協力を得るための措置について（労働組合等への通知等）

- ・従業員への情報開示及び協力関係の構築は早期事業再生手続において重要であり、労働組合等への通知に関する省令規定の内容について賛成する。

⑥ 資産評定

- ・事業再生ADR基準を原則とすることに賛成である。

リスケジュールの場合及び基準日について事業再生ADRと異なる規律が提案されているが、実務運用上の負担は大きいものではなく、従前の私的整理実務への影響も軽微と考えられることから、この提案に賛成する。

⑦ 権利変更議案・早期事業再生計画

- ・早期事業再生計画等の提出期限の延長事由となる「やむを得ない事由」を省令で規定することには賛成であるが、やむを得ない事由に該当する事情すべてを事前に想定することは困難であるため「指定確認調査機関がやむをえない事情」と認めた場合も延長を許容する規律とすべきである。
- ・指定確認調査機関の調査の内容について事業再生ADR基準を原則とすることに賛成である。

⑧ 対象債権者集会までの手続

- ・提案内容に賛成である。

⑨ 議決権の額の算定

- ・Q & Aにおいて示すことに賛成である。

3 早期事業再生法の特例について

社債・プレDIPファイナンスの事業再生・事業継続上の不可欠性の確認

- ・事業再生ADRと同様の内容とすること、プレDIPファイナンスについて優先性の確認対象を拡大することに賛成である。

以上